

事故発生への対応

事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜の最寄り保険金サービス課にご連絡ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。

損保ジャパン日本興亜

団体保険金サービス課

TEL 050-3808-6600 FAX 03-3385-3685

受付時間：平日／午前9時～午後5時

〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス4階

夜間・休日の事故のご連絡は、事故サポートセンターまで

0120-727-110

受付時間：平日／午後5時～翌日の午前9時

土曜・日曜・祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、取扱代理店またはお近くの損保ジャパン日本興亜にご連絡ください。

株式会社ウーベル保険事務所

(幹事取扱代理店)

TEL 03-3553-8552

- ★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 - ★ご加入者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 - ★取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。なお取扱代理店は以下のとおりです。
〔幹事取扱代理店〕(株)ウーベル保険事務所
〔募集代理店〕下記の代理店
 - ★個人情報の取扱いについて
○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808 (通話料有料) IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)

制度に関するお問い合わせ

取扱幹事代理店 株式会社ウーベル保険事務所

〒104-0041 東京都中央区新富町新富2-4-5
ニュー新富ビル8F
TEL 03-3553-8552 FAX 03-3553-8553
受付時間:平日/午前9時15分～午後5時15分

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

営業開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-3820 FAX 03-6388-0157
受付時間:平日/午前9時～午後5時
〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>

営業担当名・募集代理店

平成29年度版

加入のご案内

(保険期間:平成29年11月1日(午後4時)～平成30年11月1日(午後4時))

全管連 管工事賠償 補償制度

請負業者特約条項+生産物特約条項+施設所有管理者特約条項セット
(賠償責任保険年間包括契約)

工事中、工事完了後に発生する賠償リスクに
対応した全管連会員の皆さまの保険制度です。

目次

- 本制度の概要 3
- 補償内容 4
- 保険金額と掛金 6
- 加入手続き 7
- 万一事故にあわれたら 裏面

全国管工事業協同組合連合会

<http://www.zenkanren.or.jp/>

全管連の管工事賠償補償制度概要と特長

工事遂行中および工事完成・引渡し後に生じた偶然な事故によって通行人や周囲の住民など第その財物に損害を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害加えて施設の所有・使用・管理に起因する事故を補償し、会員事業者の皆さまの賠償リスクを

三者の身体に障害を与えたり、を保険金としてお支払いする保険です。総合的に補償します。

【注意事項】
ご加入の際には完成工事高がわかる資料の提出が必要です。

管工事賠償補償制度の概要

工事中および工事完成・引渡し後の事故、施設の所有、使用または管理に起因する事故を補償します。

工事・作業の遂行に関連する賠償責任の補償
(請負業者賠償)

工事中の事故



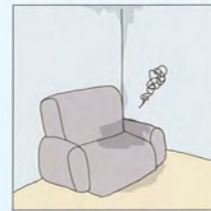
① 建築現場から資材が落下し、通行人がケガをした



② 子供が作業場内に立ち入り、穴に落ちてケガをした

工事完成引渡し後に関連する賠償責任の補償
(生産物賠償)

工事完了(引渡し)後の事故



① 配管の設備不良で漏水が発生、カーペット・家具が汚損した



② 引渡し直後のビルの壁がくずれ、隣の店舗が壊れた



③ マンホールのふたを閉め忘れたため通行人が落ち、ケガをした

施設等に関連する賠償責任の補償
(施設所有管理者賠償)

施設(事務所、資材置き場など)を所有、使用、管理に起因する事故



① 自社ビルから、植木(看板)等が落下し、通行人をケガさせた



② 管理状況が悪く、資材置場に子供が立ち寄り、ケガをした

発注者責任補償

発注者責任を補償の対象とします。
(交差責任担保追加条項[Both-Way])

工事発注者を被保険者に含め、かつ、加入者と発注者間に発生する賠償責任を補償の対象とします。

4ページ参照

作業対象物補償

工事中および作業遂行中に、作業の対象物*を損壊したことによる賠償事故を補償します。

*対象物には受託財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物)を含みません。

4ページ参照

管工事賠償補償制度の特長

特長1 低廉な掛金水準!!

全管連団体契約のスケールメリットを活かした掛金水準です。

(注)以下の保険料はあくまで1例です。引受条件により保険料は大きく異なる可能性があります。

6ページ参照

損保ジャパン日本興亜の汎用商品保険料

給配水管の新規設置工事、完成工事高 2億円

保険期間 1年間
 保険金額(自己負担額)
 身体賠償 1名につき2億円
 1事故につき5億円(10万円)
 財物賠償 1事故につき1億円(10万円)
 主な特約 交差責任担保追加条項(Both-Way)
 作業対象物担保追加条項、漏水担保追加条項

本制度の掛金例

給配水管の新規設置工事、完成工事高 2億円

加入タイプ プランI(自己負担額10万円プラン)
 保険期間 1年間
 保険金額(自己負担額)
 身体賠償 1名につき2億円 1事故につき5億円(10万円)
 財物賠償 1事故につき1億円(10万円)
 主な特約 交差責任担保追加条項(Both-Way)
 作業対象物担保追加条項、漏水担保追加条項

年間保険料 約214万円

年間掛金 約34万円

◎プランII(自己負担額3万円プラン)も選択可能です。
 ◎掛金に制度運営費が含まれています。

特長2 PL賠償(工事完成引渡し後の賠償)では、補償期間の制限なし!!

PL賠償補償では、保険開始前の工事が原因であっても保険期間中に発生した事故であれば補償します。

4ページ参照

特長3 年間包括補償かつ高額補償で、安心!!

年間包括補償なので、すべての工事(下請工事含み、JV工事を除きます。)が対象です。
 また、1事故あたり財物賠償1億円、身体賠償5億円まで高額補償します。

6ページ参照

本制度の概要

[1] 本制度の趣旨

平成7年7月1日に施行された『製造物責任法(通称「PL法」)』は、行政が、産業重視から消費者保護へと大きく方向転換したことを社会に意識付けました。

振り返ってみるに、昭和40年代後半からのモータリゼーションの波とともに巷にあふれた車によって多発した交通事故は、交通戦争とまでいわれ、大社会問題となり、ついには自賠責保険(いわゆる強制保険)制度の成立を促し、大衆社会に「賠償」の概念を持ち込むこととなりました。PL法の施行は、今後の企業活動に対して一層の「賠償」責任追求の呼び水となることが十分考えられるのであります。

自動車事故の例をみれば、昨今の賠償額の高額化は予想を超えるものであり、事故を起こして賠償を求められれば、企業活動そのものを危機にさらしかねないと予想されます。

ここに、企業の安全確保・安定経営を主眼とする「企業防衛」の必要性があるといえます。

全管連がここにおすすめます「全管連・管工事賠償補償制度」は、全管連傘下企業の安全確保、安定経営のために大きく貢献できるものと確信しておりますので、是非多数ご加入をいただきますようご案内申し上げます。



[2] 本制度の特長

- 全国管工事業協同組合連合会(全管連)を契約者とした団体契約であり、団体スケールメリットのある低廉な掛金水準です。
- 会員事業者の賠償事故を包括的に補償し、1事故あたりの補償も高額です。
- 最近の会計年度(1年間)の完成工事高(百万円単位)より、簡単に掛金算出ができます。
- 加入者ごとに「加入者証」を交付します。公共工事の入札で保険加入の証明にご提示いただけます。
- 全額損金処理※できます。

※今後、法改正により変更になる可能性があります。また、実際の税務処理につきましては、税理士にご確認ください。

補償内容

[1] 対象となる工事

加入企業が取得している許可業種で、日本国内で行われる全ての請負工事

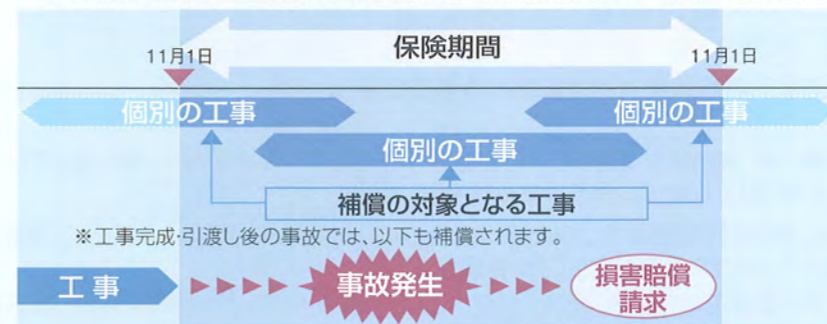
【対象としない工事の設定について】*損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。

⇒一部の工事を除いて加入することも可能です。その場合は除く工事の完成工事高が分かる公的書類の提出が必要になります。

※JV工事(甲型・乙型)の構成員は、当該JV工事については本制度の対象となりません。「対象としない工事」として設定が必要となりますので、ご注意ください。

保険期間中に施工するすべての工事(JV工事を除きます。)を対象とします。

※PL賠償補償では、保険開始前の工事が原因であっても保険期間内に発生した事故であれば補償の対象となります。



お支払対象
生産物特約では、工事終了引渡し後、保険期間中に賠償事故が発生した場合、保険の対象となります。なお、保険期間開始前の工事が原因であっても、保険期間中に発生した事故であれば保険の対象になります。
保険期間の開始前に発生した事故による損害に対して、保険金をお支払いできません。

[2] 補償対象とする事故

① 工事中の事故 < 請負業者賠償補償 >

工事遂行中に生じた偶然の事故によって通行人などの第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えた場合。

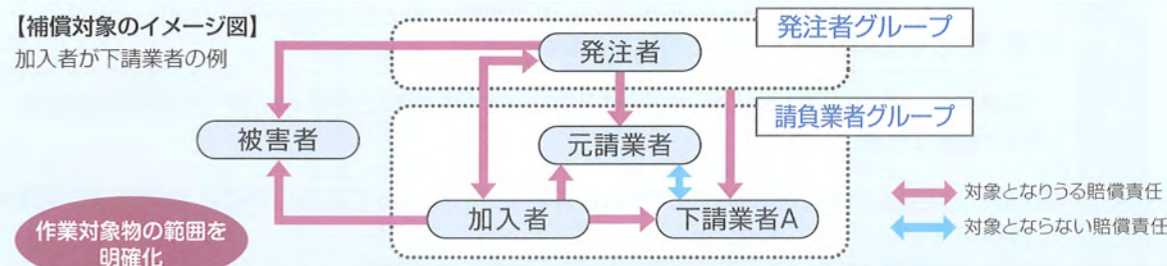
発注者責任を補償します!

交差責任担保追加条項(Both-Way)

工事発注者を被保険者に加え、かつ、請負業者グループと加入者(加入者の下請業者を含みます。)間の賠償責任について補償します。
(注)元受業者・下請業者、下請業者相互間の事故については対象外です。

【補償対象のイメージ図】

加入者が下請業者の例



作業対象物の範囲を明確化

工事中および作業遂行中に、作業®の対象物を損壊したことによる賠償事故を補償します。

作業対象物担保追加条項

※作業とは、被保険者またはその下請業者等によって行われる工事・作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
※被保険者が所有する財物や他人から受託している財物(借りている財物、支給された財物、保管している財物などの受託物をいいます。)は対象外です。

② 工事完成後の事故 < PL賠償補償 >

工事完成引き渡し後に、工事の欠陥や不備が原因で発生した事故によって通行人などの第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えた場合。(保険開始前の工事が原因であっても保険期間内に発生した事故であれば補償の対象となります。)

③ 施設(事務所、資材置き場など)の所有・使用または管理に起因する事故 < 施設所有管理者賠償補償 >

施設・設備等の所有、使用もしくは管理上の事故によって第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えた場合。

[3] 補償の対象となる方(被保険者)

① 貴社(記名被保険者) ② 貴社の役員および使用人 ③ 貴社の下請負人 ④ 貴社の下請負人の役員および使用人

※②③④は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

●被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

[4] 保険金をお支払いする損害

賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は自己負担額を控除した額)を保険金額の範囲内でお支払いします。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被保険者に支払われた賠償金、見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

損害賠償金	身体賠償 … 治療費・休業損失・慰謝料など 財物賠償 … 修理費など(被害にあった財物の時価額をこえない範囲) 被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用/訴訟になった場合の訴訟費用 [※] や弁護士報酬 [※] <small>※損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。</small>
-------	--

[5] 事故の例 (全管連管工事賠償補償制度における過去の事故より)

工事中	下水道工事の際、掘削機を使用していたところ、下水道工事に関係のない、隣に通っていたケーブルを傷つけてしまった。保険金支払額約507万円。
工事完成・引渡し後	○マンションの一戸で給配水管工事を行った。後日、工事部分から水漏れが発生し、工事をした部屋の下の部屋に損害が発生した。保険金支払額約105万円。 ○新築工事の配管工事完了後、水濡れが見つかり、工事場所以外の床板等が汚損し損害賠償を受けた。保険金支払額約68万円。 <small>※お支払いは事故の内容・状態により異なります。</small>

[6] 補償の対象とならない主な事故

1	工事業者の故意による事故
2	戦争、外国の武力行使、内乱、その他これらに類似の事変または暴動等に起因する事故
3	地震、噴火、洪水等の自然変象に起因する事故
4	工事業者の従業員、下請負人およびその従業員がその業務に従事中に被った身体傷害事故(労災保険の対象となります。)
5	自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)、船舶、航空機に起因する事故。(ただし、工事現場内における建設用工作車は対象となります。)
6	(請負賠償補償固有)工事に伴い発生した土地の隆起、沈下、移動、振動、土砂崩れ、土砂の流入による財物損壊事故、または地下水の増減
7	エレベーター・エスカレーターの所有・使用・管理に起因する事故
8	(生産物賠償補償固有)仕事の瑕疵(かし)に基づく仕事の目的物の損壊自体の賠償責任。仕事の目的物の一部の瑕疵による仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。その仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取り壊しもしくは解体による賠償責任を含みます。
9	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する事故。(請負賠償補償固有)「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは、以下の①から②に限定されています。①被保険者が所有する財物 ②被保険者が他人から受託している財物(借りている財物、支給された財物、保管している財物などの受託物をいいます。)
10	法律的な賠償責任が認められない事故

など

保険金額と掛金

[1] 保険期間

平成29年11月1日午後4時から平成30年11月1日午後4時までの1年間[※]

○中途加入の場合は加入月の翌月1日午前0時から平成30年11月1日午後4時までとなります。

(※)11月1日付で新規に加入された場合には、保険始期日11月1日午前0時から補償を開始します。

[2] 保険金額

『工事中の事故』『工事完成引渡し後の事故』『施設の所有・使用または管理に起因する事故』は、下表を限度に補償されます。

	身体賠償	財物賠償
工事中の事故 (請負賠償補償)	1名 2億円 1事故 5億円	1事故 1億円
工事完成後の事故 (生産物賠償補償)	1名 2億円 1事故・期間中 5億円	1事故・期間中 1億円
施設の所有・使用または 管理に起因する事故 (施設所有者管理者補償)	1名 2億円 1事故 5億円	1事故 1億円
主な特約	【請 賠】交差責任担保追加条項 (Both-Way)、作業対象物担保追加条項 【施設賠】漏水担保追加条項	

[3] 掛金

ご加入タイプ(自己負担額)と月額掛金率

ご希望のタイプを、プランI プランIIからお選びください。

月額掛金率	完成工事高	ご加入タイプ(自己負担額)と月額掛金率	
		プランI 自己負担額 ・身体賠償 10万円 ・財物賠償 10万円	プランII 自己負担額 ・身体賠償 0万円 ・財物賠償 3万円
	100万円～ 999万円	141円	248円
	100万円～ 299万円	140円	230円
	300万円～ 499万円	138円	189円
	500万円～ 999万円	135円	152円
	1,000万円～1,999万円	127円	141円

*完成工事高2,000 百万円以上の場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

月額掛金 算出の方法

●必ず、直近の年間総完成工事高(百万円)に基づき掛金を算出してください。

○ご加入の際には、直近の決算資料等の完成工事高がわかる資料を提出していただきます。この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における保険料算出基礎(年間完成工事高)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。ただし、保険料が1,000万円超となる場合は確定精算が必要となります。

●ご希望のタイプを選択のうえ、以下の計算式で掛金を算出してください。

$$\text{年間完成工事高(百万円)} \times \text{月額掛金率} = \text{月額掛金} \text{円}$$

*完成工事高は百万円単位です。百万円単位未満は、四捨五入します。(10円未満四捨五入し、10円単位)

※年間完成工事高が100万円未満の場合は年間完成工事高を100万円として計算してください。

※掛金には、保険料の他に、制度運営費(掛金の約30%相当)が含まれています。(制度運営費はこの補償制度の運営上必要な費用に充当するための費用です。)

事故(保険金の支払い)があった場合の掛金

事故(保険金の支払い)があった場合は、上記月額掛金に30%の割増がかかる場合があります。また事故(保険金の支払い)が3件以上あった場合は、全管連にて協議を行い、次年度以降の更改を見合わせる可能性を含め、お引受条件を変更させていただく場合がありますこと、予めご了承ください。

加入手続き

[1] 申込手続き

新規・中途・継続加入共通

専用の「全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書」にて申込みください。記入・押印しましたら取扱代理店または損保ジャパン日本興亜に渡してください。預金口座振替依頼書には金融機関お届け印を押印ください。

■必要書類

- 全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書
- 預金口座振替依頼書(注)

(注)新規加入または継続加入で金融機関に変更のある場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

[2] 掛金の払込方法

掛金は指定する金融機関口座より毎月引き落としします。

補償開始月の22日(休日の場合は翌営業日)より引き落とし開始となります。

[3] 申込締切日

損保ジャパン日本興亜必着の期限となります。

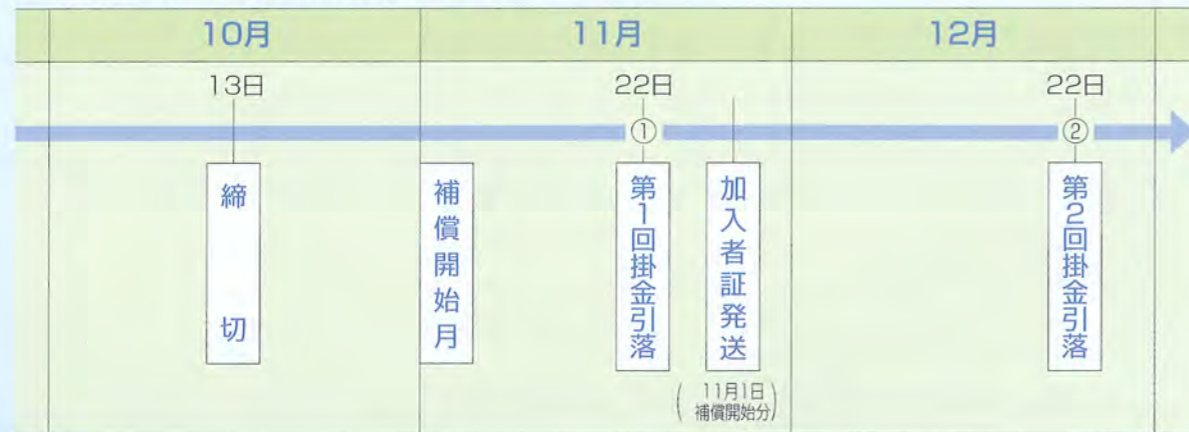
(1)平成29年11月1日 補償開始の場合：

平成29年10月13日

(2)中途加入の場合：

補償開始月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)

■11月1日より加入の場合のスケジュール



万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 〈1〉事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 〈3〉損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1～6のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社から被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

請負業者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事(作業)中の事故、②請負工事(作業)を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設(資材置場等)の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※ 損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>* 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>作業対象物担保追加条項(請負業者特約条項) 作業対象物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。 (作業対象物の定義) 作業対象物とは、作業(注1)の対象物であって、所有財物(注2)および受託物を含みません。 (注1)作業 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 (注2)所有財物 被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石棉または石棉を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染危険 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険 ●医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ●弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任</p> <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)「管理財物」といい、以下のアとイに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)など</p> <p>【特約条項の免責事由(請負業者特約条項の場合)】</p> <p>①被保険者の下請負人およびその使用人の身体の障害に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊 ウ. 地下水の増減</p> <p>③施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>④航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車)の所有、使用または管理(注)に起因する賠償責任 (注)貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。</p> <p>⑤仕事の終了後(注1)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(注2) (注1)仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 (注2)被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。</p> <p>⑥被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任</p> <p>⑦じんあいまたは騒音に起因する賠償責任</p> <p>⑧支給財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑨次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人</p> <p>など</p>

生産物賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによる要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が工事完成引渡し時の属する保険年度の加入者証に記載された免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、工事完成引渡し時の属する保険年度の加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>* 事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者の支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染危険 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険 ●医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ●弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任</p> <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。 ア.記名被保険者が所有する財物 イ.記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物)をいいます。 ウ.所有財物および受託財物以外の作業の対象物</p> <p>【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】</p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)</p> <p>②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任</p>

施設所有管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによる要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>【漏水担保追加条項(施設所有管理者特約条項)】 被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは沁らんとする液体、気体、蒸気等による他人の財物の損壊に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染危険 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険 ●医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ●弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任</p> <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。 ア.記名被保険者が所有する財物 イ.記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物)をいいます。 ウ.所有財物および受託財物以外の作業の対象物</p> <p>【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】</p> <p>①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任</p> <p>②航空機、昇降機もしくは自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任</p> <p>③屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>④仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。</p> <p>⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任</p> <p>⑥支給財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑦次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア.記名被保険者の役員または使用人 イ.記名被保険者の下請負人 ウ.記名被保険者の下請負人の役員または使用人</p>

ご 注 意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分に確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いいたします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①保険期間が1年以内のご契約 ②営業または事業のためのご契約 ③法人または社団・財団等が締結したご契約 ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 |
|---|

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

ご加入にあたってのご注意

- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)
(1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることことがあります。
(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①保険料算出の基礎数字(完成工事高) ②対象とする工事 ③記名被保険者(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) ④損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項 ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項(生産物賠償責任保険の場合) |
|---|

- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)、またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時に終わります。中途加入の場合は加入月の翌月1日午前0時から平成29年11月1日午後4時までとなります。
(※)11月1日付で新規に加入された場合には、保険始期日11月1日午前0時から補償を開始します。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における完成工事高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の完成工事高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

- 通知義務(ご契約締結後における注意事項)
(1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。
- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご加入者の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。
- (4)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。